
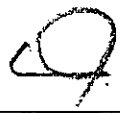
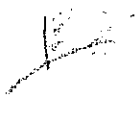


※ 下記のとおり情報公開室に回答
してよろしいか伺います。
各課協議済み

課長	企画官	課長補佐
		

平成 22 年 5 月 7 日

警備企画課第三係

情公室(タケ)回答済み

情報公開制度改正に係る意見照会について

1 経緯

本年 4 月 20 日に開催された「行政透明化検討チーム」において、情報公開法の改正に向けた枝野行政刷新担当大臣（座長）の素案が示され、本素案について、情報公開・個人情報保護室から意見照会が求められたものである。（検討チームの議論の促進を図るためのもの。）

なお、意見に対する回答はしないとされている。

2 対応

別添のとおり質問及び意見を提出することとしたい。

なお、第 5 の 3 の情報公開訴訟に「インカメラ審理」を設ける規定も、警備局の事務に対して影響のある規定であるが、現行法でも情報公開審査会における審査においてはインカメラ審理は認められており、意見を提出することは困難である。

総務課情報公開室担当官 殿

事 務 連 絡
平成22年5月7日
警 備 企 画 課

情報公開制度改正に係る意見照会について
みだしのことについて、下記のとおり質問及び意見を提出致します。

記

1 質問

○ 第3の2「内閣総理大臣への報告と内閣総理大臣による措置要求（行政機関情報公開法（新設）」について

(1) 「内閣総理大臣は、特に必要があると認めるときは、行政機関の長に対して不開示決定の取消その他の必要な措置をとるよう求めることができるものとする。」としているが、内閣総理大臣本人がこれらの事項についてすべて判断するとは考えられないところ、内閣府の職員が内閣総理大臣を補佐すると解してよろしいか。

(2) (1) が当方の解釈のとおりとした場合、対象文書に関して専門的、技術的知識を有しない者が不開示決定の当否について判断するのか。

(3) 現行法では、不服申立てを受けた場合、行政機関の長に対し、原則として情報公開審査会への諮問を義務付けているが、内閣総理大臣による措置要求と情報公開審査会の答申との関係（答申を受けて内閣総理大臣が措置要求を行うのか、あるいは、内閣総理大臣による措置要求の制度を導入する場合には、報公開審査会への諮問制度は廃止されるのかなど）はどうなるのか。

2 意見

(1) 第2の1「個人に関する情報（行政機関情報公開法第5条第1号関係）」について
犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持にかかわる公務員の氏名（慣行として公にされている者は除く。）については不開示とすべきである。

(理由)

犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持にかかわる職員の氏名が公にされると、犯罪者等から、職員本人又はその家族等に対する嫌がらせや報復等がなされるなどのおそれがあるため。

(2) 第2の3「公共安全等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第4号）」について

「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当な理由がある情報」とあるのを、それらの「おそれがある情報」と改める。」としているが、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれを理由とする不開示の判断については、現行の法律のとおり行政機関の長の第一次的な判断を尊重すべきである。

(理由)

犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報については、一般の行政運営に関する情報とは異なり、その性質上、開示・不開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要するなどの特殊性があり、従来から行政機関の長の第一次的な判断を尊重するための規定が設けられており、現在も、その必要性は変わらない。

(3) 第3の2「内閣総理大臣への報告と内閣総理大臣による措置要求（行政機関情報公開法（新設））」について

(1) 及び(2)ともに不相当である。

(理由)

開示請求者が不服を申し立てていない事案を含め、不開示決定全件を内閣総理大臣に報告することは行政事務の簡素化の趣旨から必要性に疑問がある。

また、情報公開法の施行事務は、各行政機関の長が分担管理しているところ、各行政機関の長が自らの決定について内閣総理大臣に報告するとすることは、情報公開法や内閣法の趣旨にも反するものと考えられる。

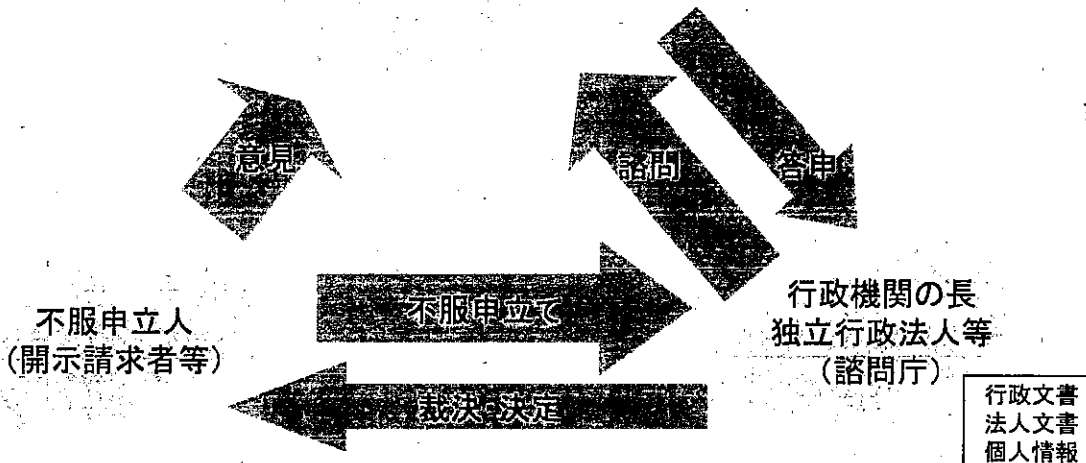
情報公開・個人情報保護審査会の役割

内閣府情報公開・個人情報保護審査会

1. 情報開示請求等の不服を審査しています。

情報公開・個人情報保護審査会は、第三者的立場から、公正かつ中立的に調査審議を行っています。

情報公開・個人情報保護審査会



2. 情報公開・個人情報保護審査会の権限

<インカメラ審理>

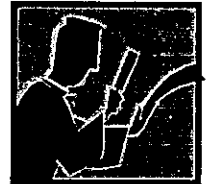
審査会は、必要があると認めるときは、対象となる文書等の提示を求めることができます。この求めは、拒むことができません。

<必要な調査>

審査会は、意見書又は資料の提出を求めること、鑑定その他必要な調査をすることができます。

<ヴォーンインデックス>

審査会は、対象となる文書等に記録されている情報の内容を分類・整理した資料の提出を求めることができます。



3. 情報公開・個人情報保護審査会の構成

<委員>

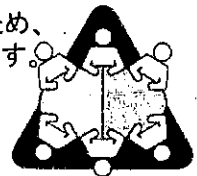
委員15名が3名ずつ5つの部会に属し、各部会において調査審議しています。

<委員の任命>

委員は、優れた識見を有する者から、衆参両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命します。任期は3年です。

<事務局>

審査会の調査審議を補佐するため、独立の事務局が設けられています。

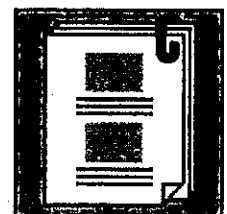


4. 国民の皆様への情報提供に努めています。

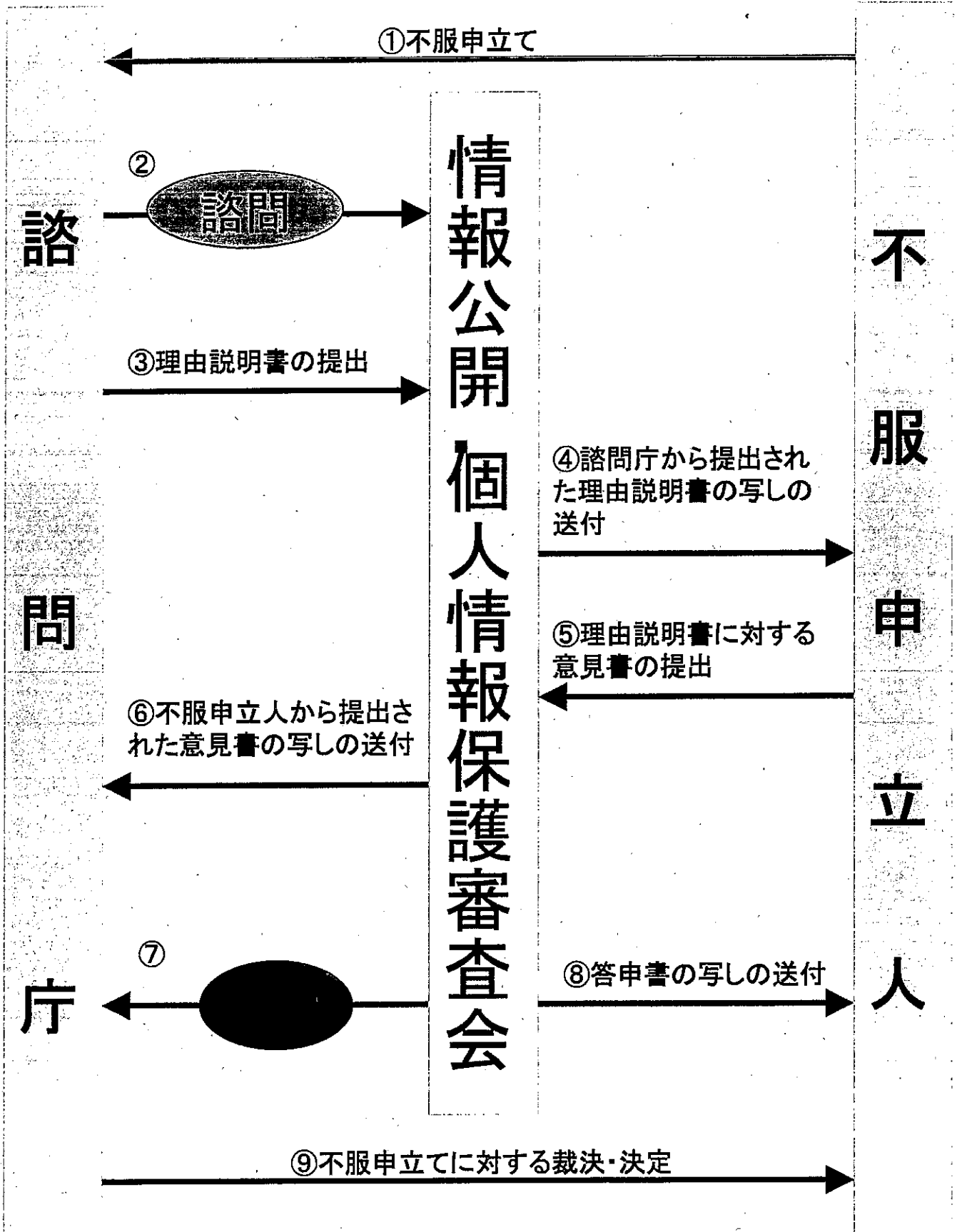
情報公開・個人情報保護審査会の答申は全て公開されています。

情報公開・個人情報保護審査会の答申は、下記のホームページで入手できます。

内閣府ホームページ (<http://www.cao.go.jp>)



情報公開・個人情報保護審査会における調査審議の流れ



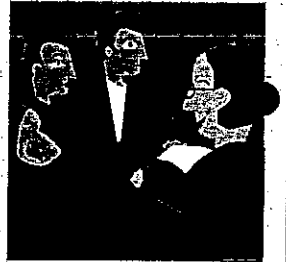
開示請求等の不服申立てのQ&A

内閣府情報公開・個人情報保護審査会

1. どうすれば情報公開・個人情報保護審査会に調査審議をしてもらえるのですか？

開示請求等について行われた決定に対する不服申立ては、行政不服審査法の規定により、不開示決定等の処分と同時に教示される行政機関の長等（当該処分を行った機関又はその上級機関）に対して行います。不服申立てを受けた行政機関の長等は、不服申立てに対する裁決・決定を行うに当たって、全部を開示することとした場合等を除き、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければなりません。

情報公開・個人情報保護審査会では、行政機関の長等（諮問庁）からの諮問を受けて、第三者的に公正かつ中立の立場から調査審議を行い、諮問庁に対して答申を行います。



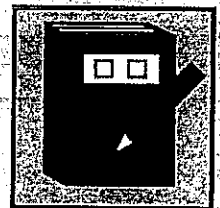
2. 情報公開・個人情報保護審査会に意見書を提出しなければいけないのですか？

情報公開・個人情報保護審査会は、不服申立てについて行政機関の長等からの諮問を受けると、不服申立人に直接、期限を定めて、意見の提出をすることができる旨を連絡します。

また、追加の意見書の提出や口頭での意見陳述を行うことができる場合もあります。

これらにより、情報公開・個人情報保護審査会では、不服申立人と行政機関の長等から、それぞれの意見をよく聞いて、対象となる文書等の開示・不開示の可否等について判断します。

なお、行政機関の長等に提出した異議申立書や審査請求書は、情報公開・個人情報保護審査会に写しが送付されていますので、異議申立書や審査請求書において主張したこと以外に追加することがなければ、改めて意見書を提出する必要はありません。情報公開・個人情報保護審査会から送付した諮問庁作成の理由説明書も参考にして検討してください。



3. 情報公開・個人情報保護審査会の審議を傍聴できないのですか？

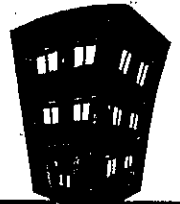
情報公開・個人情報保護審査会の調査審議は、対象となる文書等の開示・不開示等に関するものであり、その手段としてインカメラ審理手続も採用されています。このため、調査審議の手続を公表すると、不開示情報が公になるおそれがあり適当ではないこと等から、非公開とされています。また、同様の理由から、審議は当事者の出席を求めないで、書面審理を中心として行うこととしています。

このように、情報公開・個人情報保護審査会の調査審議の手続は非公開であり、傍聴はできませんが、情報公開・個人情報保護審査会の答申は、行政機関の長等、不服申立人に送付されるとともに、内閣府のホームページ (<http://www.cao.go.jp/>) を通じて公表されています。

4. 情報公開・個人情報保護審査会に直接、言い分をきいてもらえませんか？

情報公開・個人情報保護審査会は、公正かつ中立に調査審議を行うために、不服申立人に、期限を定めて文書で意見を提出することができる旨を連絡しています。また、追加の意見書の提出や口頭での意見陳述を行うことができる場合もあります。

情報公開・個人情報保護審査会においても、調査審議を尽くすために資料の提出等を必要に応じて求めることとしています。



5. 不開示とされた文書等は、情報公開・個人情報保護審査会の開示すべきとの答申が出れば、すぐ開示等されるのですか？

情報公開・個人情報保護審査会は、行政機関の長等からの諮問を受けて、第三者的立場から答申するものであり、文書等の開示は、各行政機関の長等が、情報公開・個人情報保護審査会の答申を尊重して、不服申立てに対し裁決・決定し、当該裁決・決定により文書の開示等が行われることとなります。



原議保存期間1年未満
(平成22年12月31日まで)

庁内各局(部)理事官 殿

事務連絡
平成22年4月27日
長官官房総務課
情報公開・個人情報保護室長

行政透明化検討チーム(情報公開制度改正)への意見について(照会)

みだしの件については、4月21日付け事務連絡「情報公開制度の改正の方向性に関する「職員の声」の募集について(通知)」により、ハトミミ「職員の声」で意見が募集されているところ、このたび、ハトミミの意見募集とは別に、内閣府行政刷新会議事務局から、別添のとおり、各府省庁あて意見照会がきました。

警察庁意見を取りまとめ、対応する必要がありますので、ショートノータイスで申し訳ございませんが、意見がありましたら、5月7日(金)午後5時までに、下記担当までメールにて回答をお願いします。

意見の様式は特に定めておりませんが、できるだけ具体的な意見や説得力のある理由を出して下さい。

【本件担当】

長官官房総務課情報公関係

警 電

P-WAN

行政の透明化に向けて

すべての決定の基礎は、情報にあります。政府が持つ情報を開放し、国民がその情報を共有して行政に参画する機会を持つことは、健全な民主主義の発展を支えるものであり、国民的目線で行政全般のあり方を見直す「行政刷新」の基本です。

私たちは、「事業仕分け」や各府省における「行政事業レビュー」など、政策の意思決定過程を透明化する“新たな動き”を進めています。意思決定過程の透明化は、より広く国民の行政への参加を促すと共に、公正な意思決定にもつながります。

外務省で、いわゆる「密約」の存在を裏付ける文書が発見されました。外交・安全保障上、“公にしない”という高度な政策判断の余地があるのは否定しません。しかし、そのような高度な政策判断が下されたのであれば、後世に十分な検証を行い、非公開としたことの是非を評価すべきです。重大な政策の意思決定は、次代の批判に晒されるべきであって、歴史がその審判を下すことになるでしょう。

行政刷新の第一歩は、行政の「無謬性」を過去のものとする事です。「行政は過ちを犯さない」という考えこそが、「由らしむべし知らしむべからず」という姿勢となって、不透明な意思決定過程につながってきたのではないのでしょうか。検証が不可能であるということと、誤りがないということは、全く異なるものです。より公正で、効率的な行政を実現するとともに、国民の政府への信頼を回復するためにも、まずは行政の活動を透明化することが必要なのです。

平成13年に「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が施行され、平成16年の「情報公開法の制度運営に関する検討会」において、情報公開制度全般にわたる検討が行われました。しかし、残念ながら、情報公開法の改正には至りませんでした。

「行政透明化検討チーム」では、この法律をはじめとする関係法令が「国民の知る権利」を保障したものであることを確認し、かつ事後の救済手続の公正を担保するための見直しの方向性を示したいと思います。そして、さらなる情報の公開を国民に保障すべく、国民の皆さんからの意見を受け止めつつ、「真に開かれた行政」を実現していく所存です。

平成22年4月20日
内閣府特命担当大臣（行政刷新）
枝野 幸男

情報公開制度の改正の方向性の概要

情報公開法が「国民の知る権利」を保障するものであることを確認し、あわせて情報公開法を、「国民の知る権利」の保障にふさわしい充実した内容の法律に改正します。

開示対象の拡大・明確化

- 不開示情報の厳格化
 - 不開示情報規定及び部分開示規定を見直し、厳格化します。特に、不開示情報該当性の判断につき、実施機関に広範な裁量を与える規定を見直します。
- 内閣総理大臣の措置要求制度
 - 開示すべき文書が確実に開示されるようにするため、行政機関の長が、不開示決定をした場合に、内閣総理大臣が、行政機関の長に対し、不開示決定の取消その他の必要な措置をとるよう求めることができる制度を設けます。

開示手続の迅速化・強化

- 開示実施手数料の減額・減免規定の強化
 - 開示請求に係る手数料を原則として廃止するとともに、開示の実施に係る手数料を引き下げます。
- 開示決定までの期限の短縮
 - 開示請求から開示決定等までの原則的期限を30日から14日に短縮します。また、期限の特例として、無期限の延長が許されていた規定を改め、法定期限(60日)を導入します。
- 期限内に開示決定等がなされない場合の救済
 - 期限内に開示決定等がなされない場合には、不開示決定がなされたものとみなすことができるものとすることにより、直ちに不服申立てや情報公開訴訟に移行することができるようにします。

事後救済制度の強化

- 不服申立手続における諮問手続の強化
 - 不服申立てがなされてから審査会への諮問を行うまでの期間が法定されていたことを改め、法定期限(14日)を導入します。
- 情報公開訴訟手続の抜本的強化
 - 情報公開訴訟を、原告の普通裁判籍所在地の地方裁判所にも提起できるようにします。
 - また、裁判所が、行政機関の長等に対し、対象文書の標目・要旨・不開示の理由等を記載した書面(いわゆるヴァォーン・インデックス)の作成・提出を求める手続を導入します。
 - さらに、裁判所が対象文書を実際に見分し、不開示情報の有無等を直に検討できるインカメラ審理手続を導入します。

「国民の知る権利」の保障

情報公開制度の改正の方向性について

国民の知る権利を保障し、より充実した国民参加を目指すため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律をはじめとする情報公開制度を、以下の方向で見直すことを検討すべきではないか。

(注) この書面上における用語は、以下による。

「行政機関情報公開法」行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）

「独立行政法人等情報公開法」独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）

「公文書管理法」公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）

「内閣府設置法」内閣府設置法（平成11年法律第89号）

「総務省設置法」総務省設置法（平成11年法律第91号）

第1 目的の改正（行政機関情報公開法第1条、独立行政法人等情報公開法第1条、公文書管理法第1条関係）

法律の目的において、「国民の知る権利」の保障の観点を示すべきではないか。

第2 開示・不開示の範囲等に関する改正

開示請求が行われた際に、不開示又は部分開示になる場合について、現行の情報公開制度を以下のとおり改正し、より充実した開示内容になるようにすべきではないか。

1 個人に関する情報（行政機関情報公開法第5条第1号、独立行政法人等情報公開法第5条第1号関係）

公務員等の職務の遂行に係る情報について、当該公務員等の職及び職務遂行の内容に加えて、当該公務員等の氏名も原則として開示する。

2 法人等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第2号、独立行政法人等情報公開法第5条第2号関係）

法人等が行政機関・独立行政法人等の要請を受けて公にしないとの条件で任意に提供した情報を不開示情報とする旨の規定を削除する。

3 国の安全、公共の安全等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第3号・第4号関係）

公にすることにより、国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ等がある情報の不開示要件について、それらの「おそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報」とあるのを、それ

らの「おそれがある情報」と改める。

4 審議・検討等に関する情報（行政機関情報公開法第5条第5号、独立行政法人等情報公開法第5条第3号関係）

国等における審議・検討等に関する情報で、公にすることにより、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれがある情報を不開示情報とする旨の規定を削除する。

5 部分開示（行政機関情報公開法第6条第1項、独立行政法人等情報公開法第6条第1項関係）

開示請求に係る文書に不開示情報が記録されているときは、不開示情報が記録されている部分とそれ以外の情報が記録されている部分とを区分することが困難である場合を除き、当該不開示情報が記録されている部分を除いた部分につき開示しなければならないものとする。

第3 開示請求から実施までの手続に関する改正

迅速かつ安価な開示手続が実現できるようにするため、手続面での改正をすべきではないか。また、不開示や部分開示となった場合にも、その理由がより明確になるような改正をすべきではないか。具体的には以下のとおり。

1 不開示決定の通知内容（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

行政機関の長・独立行政法人等は、不開示決定をするときは、当該決定の根拠となる条項及び当該条項に該当すると判断した具体的理由を書面により示さなくてはならないものとする。

2 内閣総理大臣への報告と内閣総理大臣による措置要求（行政機関情報公開法関係《新設》）

- (1) 行政機関の長が、開示請求に係る行政文書の全部を開示しない旨の決定をしたときは、内閣総理大臣に対し、その旨を報告するものとする。
- (2) 内閣総理大臣は、特に必要があると認めるときは、行政機関の長に対して不開示決定の取消その他の必要な措置をとるよう求めることができるものとする。

3 開示決定等の期限（行政機関情報公開法第10条第1項、独立行政法人等情報公開法第10条第1項関係）

開示決定等は、開示請求があった日から14日以内にしなければならないものとする。

（現行 30日以内）

開示決定の期限

延長可能な期間(開示請求があった日から最大60日)
特例(60日以内ですべてについて開示決定等をするに

資料 7-2

より事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合→相当の期間内に開示決定をする)

4 開示決定等の期限の特例(行政機関情報公開法第11条、独立行政法人等情報公開法第11条関係)

開示決定等の期限の特例を適用する場合において、行政機関の長・独立行政法人等は、開示請求に係る行政文書のうち相当の部分につき開示決定等をした日から60日以内に残りの行政文書について開示決定等をしなければならないものとする。

5 みなし規定(行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》)

開示請求者は、行政機関の長・独立行政法人等が法定の期間内に開示決定等をしていないときは、行政機関の長・独立行政法人等が当該行政文書について不開示決定をしたものとみなすことができるものとする。

6 手数料(行政機関情報公開法第16条、独立行政法人等情報公開法第17条関係)

開示請求に係る手数料を原則として廃止するとともに、開示の実施に係る手数料を引き下げる。

第4 審査会への諮問等に関する改正(行政機関情報公開法第18条、独立行政法人等情報公開法第18条関係)

開示決定等について不服申立てがあった場合における情報公開・個人情報保護審査会に対する諮問は、当該不服申立てのあった日から14日以内になければならないものとしてはどうか。また、審査会を裁決機関とすることについて検討してはどうか。

申し合わせで90日
(各省庁間)

第5 情報公開訴訟に関する改正

訴訟による事後救済を確実にを行うため、いわゆる「ヴォーン・インデックス」の作成・提出に関する手続(下記2)を創設するとともに、いわゆる「インカメラ審理」(下記3)を導入してはどうか。また、原告の訴訟にかかる負担に配慮し、各地の地方裁判所でも訴訟ができるようにしてはどうか。具体的には以下のとおり。

1. 訴訟の管轄(行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》)

開示決定等又はこれに係る不服申立てに対する裁決・決定に係る抗告訴訟(以下「情報公開訴訟」という。)は、行政事件訴訟法第12条に定める裁判所のほか、原告の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所にも提起することができるものとする。

2 不開示決定に係る行政文書の標目等を記載した書面の提出（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

情報公開訴訟においては、裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため必要があると認めるときは、行政機関の長・独立行政法人等に対し、当該開示決定等に係る行政文書・法人文書の標目、その開示しない部分についてこれを特定するに足りる事項、その内容の要旨及びこれを開示しない理由その他必要な事項を、その裁判所の定める方式により分類又は整理して記載した書面の作成・提出を求めることができるものとする。

3 審理の特例（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法関係《新設》）

(1) 情報公開訴訟においては、裁判所は、裁判官の全員一致により、審理の状況及び当事者の訴訟遂行の状況その他の事情を考慮して、不開示事由の有無等につき、当該行政文書・法人文書の提出を受けなければ公正な判断をすることができないと認めるときは、申立てにより、決定で、当該行政文書・法人文書を保有する行政機関の長・独立行政法人等に対し、当該行政文書・法人文書の提出を命ずることができるものとする。この場合においては、何人も、裁判所に対し、提出された行政文書・法人文書の開示を求めることができないものとする。

(2) 裁判所は、(1)の決定をするに当たっては、あらかじめ、当事者の意見を聴かなければならないものとする。

(3) 裁判所は、(1)の決定をしたときは、同項の行政機関の長・独立行政法人等に対し、2の書面の作成・提出を求めなければならない。ただし、当該書面が既に提出されている場合は、この限りではないものとする。

(4) (1)の決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

第6 適用対象の範囲等に関する改正

現行の情報公開制度の対象を、国民の知る権利を保障する観点から、以下のとおり拡充すべきではないか。

1 国会関係

衆参両院の事務局・法制局、国会図書館等の保有する立法行政事務に係る文書の公開の在り方について、行政機関情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促す。

2 裁判所関係

最高裁判所事務総局等の保有する司法行政事務に係る文書の公開の在り方について、行政機関情報公開法と同等の開示制度導入の検討を促す。

- 3 政府周辺法人関係（独立行政法人等情報公開法第2条第1項・第22条関係）
国からの出資、国から交付される補助金等が年間収入に占める割合、業務内容の公共性等の視点から、「独立行政法人等」に含まれる対象法人を拡大する。また、情報の提供に関する施策をさらに充実させる。

- 第7 行政機関の保有する情報の公開に関する法律等の所管に関する改正（行政機関情報公開法、独立行政法人等情報公開法、内閣府設置法、総務省設置法関係）
行政機関情報公開法及び独立行政法人等情報公開法の所管を総務省から内閣府に移管してはどうか。

- 第8 情報公開条例の扱い（行政機関情報公開法《新設》）

第5の1から3は、情報公開条例（地方公共団体又は地方独立行政法人の保有する情報の公開を請求する住民等の権利について定める当該地方公共団体の条例をいう。）の規定による、開示決定等に相当する処分又はこれに係る不服申立てにおける裁決・決定に対する抗告訴訟に準用する等の措置を講じてはどうか。